

65歳以上の皆さんへ

介護保険制度に関するお知らせ

皆さんに納めていただく介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるよう、そして介護が必要となったときには誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

☎高齢福祉課(☎826-1111 内線2463)

平成29年度の介護保険料

| 所得段階 | 対 象 者 | | 保険料(年額) | |
|-------|------------------------------|-------------------------------------|---|----------|
| 第1段階 | 本人が住民税 非課税 | 世帯全員が住民税 非課税 | ・本人の前年の合計所得と課税対象となる 年金収入の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金受給者 ・生活保護を受けている方 | 21,000円 |
| 第2段階 | | | 本人の前年の合計所得と課税対象となる年 金収入の合計が80万円超120万円以下の方 | 45,000円 |
| 第3段階 | | | 本人の前年の合計所得と課税対象となる年 金収入の合計が120万円超の方 | 45,000円 |
| 第4段階 | 同じ世帯に住民税 が課税されている 方がいる | 前年の合計所得と課税対象となる年金収入の 合計が80万円以下の方 | 第4段階以外の方 | 54,000円 |
| 第5段階 | | | | 60,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税 課税 | 前年の合計所得が | 120万円未満の方 | 69,000円 |
| 第7段階 | | | 120万円以上190万円未満の方 | 75,000円 |
| 第8段階 | | | 190万円以上290万円未満の方 | 90,000円 |
| 第9段階 | | | 290万円以上400万円未満の方 | 96,000円 |
| 第10段階 | | | 400万円以上500万円未満の方 | 102,000円 |
| 第11段階 | | | 500万円以上の方 | 108,000円 |

介護保険料の納め方

普通徴収

年金受給額が年額18万円未満の方や、年金を受給されていない方。市から送付される納付書で納めていただきます。

納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所または各支所・出張所で納付してください。

| 期別 | 納 期 限 | 期別 | 納 期 限 |
|----|-----------|----|-----------|
| 1期 | 29年7月31日 | 5期 | 29年11月30日 |
| 2期 | 29年8月31日 | 6期 | 29年12月25日 |
| 3期 | 29年10月2日 | 7期 | 30年1月31日 |
| 4期 | 29年10月31日 | 8期 | 30年2月28日 |

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方。年金の支給月(4月から翌年2月までの6回)に年金から差し引きとなります。

※特別徴収の方には「年金からの引き落としのお知らせ」を、普通徴収の方には「納入通知書」を7月中旬に発送します。

納付が遅れると…

特別な事情がなく介護保険料を一定期間滞納すると、保険給付の支払方法の変更や保険給付の全部または一部の支払いを一時差し止めるなどの制限を受けることがあります。納付についての相談は、随時納税課(☎内線2333)で受け付けますので、早めにご連絡ください。

認定証の更新について

介護保険負担限度額認定証および、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の有効期限が7月31日までとなります。交付を受けている方には案内を郵送しますので、更新を希望される場合

は、8月31日までに申請を行ってください。申請受付月の1日からの適用となりますので、9月1日以降に申請された場合は、8月は認定の対象外となりますのでご注意ください。